

# ～ 八戸市本社機能移転支援補助金 ～

## 【 支援 の 概 要 】

青森県外にある本社機能（特定業務施設）を八戸市内に移転する事業者に対して、特定業務施設の賃料を補助します。

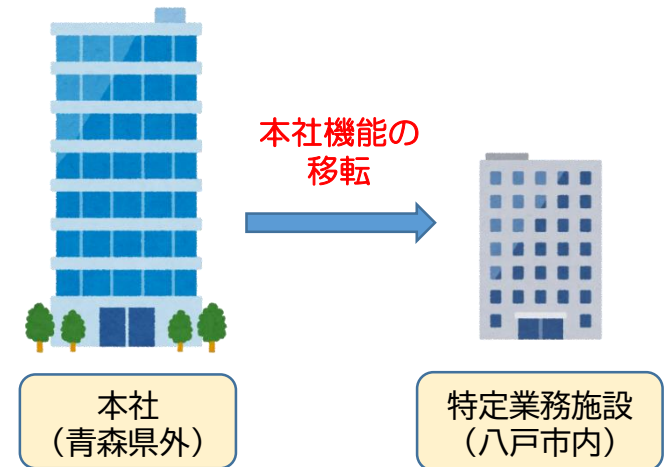
※特定業務施設とは・・・

■ 事務所であって、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの。

- ・ 調査及び企画部門
- ・ 情報処理部門
- ・ 研究開発部門
- ・ 国際事業部門
- ・ 情報サービス部門
- ・ その他管理業務部門

■ 研究所であって研究開発において重要な役割を担うもの。

■ 研修所であって人材育成において重要な役割を担うもの。



## 【 補 助 内 容 】

補助要件	補助対象経費	補助金額
<ul style="list-style-type: none"><li>● 青森県知事より地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けていること</li></ul>	特定業務施設の賃料及び共益費	補助対象経費の1 / 2 (上限3,000千円)  ※各年度の予算の範囲内で最大3年間交付
<ul style="list-style-type: none"><li>● 八戸市の誘致企業であること</li></ul>		
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日以降に雇用され、かつ、年度末に6か月以上継続して従事している八戸市民である従業員が2人以上いること</li></ul>		